

(2). 計画に関すること

【質問2-1】

調節池を作ることによって洪水対策になるのですか。

【回答2-1】

調節池を作ることによって、大雨の際に調節池に川の水を流入させ、一時的に水を貯留できるため、河川のはん濫を防ぐことができます。

【質問2-2】

この調節池はどのくらいの雨に対応できるのですか。貯留量はどのくらいですか。

【回答2-2】

10年に1度の確率で発生する降雨を想定し、容量40万 m^3 で整備を行います。

また、将来的に100年に1度の確率で発生する降雨を想定し200万 m^3 に拡大することも想定しています。

【質問2-3】

なぜこの調節池は必要なのですか。また、なぜ整備を急ぐのですか。

【回答2-3】

平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風（台風第19号）において、県内各地で記録的降雨や浸水被害があり、一部の河川において堤防決壊も発生しました。これらを踏まえ、河川整備のスピードアップを図るために元荒川を含む中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（以降、河川整備計画という）の見直しを行い、新たに（仮称）川面調節池が位置づけられました。これにより、元荒川の川面地区に調節池の整備が必要となりました。

【質問2-4】

なぜこの場所なのですか。

【回答2-4】

洪水時に川面水門を開き元荒川から武蔵水路へ排水していますが、武蔵水路の改修に合わせて排水量を見直した結果、流すことが可能な流量が当初計画より減少しました。このため、この減少分を川面水門近くに貯める施設が必要となり、川面水門のすぐ下流に調節池の整備が必要となりました。

【質問2-5】

この地域の浸水解消になるのですか。

【回答 2－5】

上流からの洪水をこの調節池で貯留することにより、流入中は河川水位が上がりにくくなります。その結果、これまで河川へ排水することができなかった内水を河川へ排水できるようになる効果が期待できます。

【質問 2－6】

別の場所での検討はしないのですか。この場所は優良農地であり、特に南側は以前開発計画があったが認められなかった経緯があります。

【回答 2－6】

「回答 2－4」の理由から、今回お示しした計画案が最適と考えておりますが、比較するための資料を作成して別途説明します。

【質問 2－7】

この調節池を更に深く掘削すれば整備する面積が小さくなるのではないですか。

【回答 2－7】

調節池を深く掘り下げることにより周囲の地下水が溢れ出ることが想定されます。また河床高よりも深く掘ると、河川側が平常時の水位に戻った際に池から川へ自然に排水することができず、ポンプを設置する必要があります。地下水の調節池への流入を抑止するための遮水矢板設置や大型排水ポンプ等の設置が必要となり整備費用が増加することや、排水ポンプ施設稼働に伴う維持管理コストの増加が想定されます。以上のことから建設・維持管理コスト等を総合的に考え、掘削深さが浅い計画を最適案としています。

【質問 2－8】

農地としての利便性が高く、生産効率の高い地域になぜ調節池を計画したのですか。県農林部や鴻巣市農政課などには情報が入っているのですか。

【回答 2－8】

河川整備計画の変更時の農林部照会において、調節池の概ねの位置について情報を共有しています。また令和 5 年 1 0 月、今回の計画案についても関係各所へ情報を共有しています。

【質問 2－9】

文化財、環境などの調査もしてほしいです。忍川調節池説明会では提示していました。

【回答 2－9】

今後調査を行います。

【質問 2 - 1 0】

武蔵水路の西側地域の内水はん濫についてどのように考えているのですか。

【回答 2 - 1 0】

内水はん濫については、水が河川に至る前に水害が発生します。そのため、対策については主に各市町村が主体となって整備を進めています。

ただし、「回答 2 - 5」で示したとおり、上流からの川の水を調節池で貯留することにより、流入中は河川水位が上がりにくくなります。その結果、これまで河川へ排水することができなかった内水を河川へ排水できるようになる効果が期待できます。

※内水とは：

堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道などから水が溢れる水害を「内水（または内水はん濫）」と呼びます。これに対して河川のはん濫は、堤防を境に河川が市街地の外側にあることから、「外水（または外水はん濫）」と呼びます。

内水はん濫に関しては、県が管理する河川を介することなく水害に至るため、各市町村（今回のケースでは鴻巣市）が対策について検討しております。